

令和 8 年度長瀬町障害者優先調達推進方針

令和 8 年 4 月 1 日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために策定する。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱う。

6 推進の方法

(1) 調達の方法

各課所が調達を円滑に進めることができるよう、調達方針を担当する課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課所に提供する。

各課所はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

(2) 調達方針及び調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達する物品等の実績の概要は、翌年度の5月までに取りまとめ、町ホームページに記事記載する等の方法により公表する。

7 調達の目標

令和8年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 1, 4 8 3 千円

8 当該調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉介護課とする。

9 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の町役場庁舎内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び町民等へのPRの推進にも努めることとする。